

暴力団の排除に係る特記事項

(確約事項)

第1条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、次のいずれかに該当する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(2) 暴力団関係者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

(不当介入を受けた場合の措置)

第2条 乙は、乙又は乙が本契約に関連して締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下この条において「関連契約」という。）及び当該関連契約が下請又は再委託の契約であって、それが数次にわたる場合には、乙が締結したものにかかわらず、その全てを含む契約（以下これらの契約を「関連契約等」という。）の相手方が、暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は関連契約等の相手方をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行い、甲にその旨を文書で報告しなければならない。

(事業契約の解除)

第3条 甲は、乙が前2条の規定に違反することが判明した場合は、何ら催告することなく、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙の関連契約等の相手方が暴力団関係者であると判明した場合は、乙に対し、当該関連

契約等の解除その他の必要な措置を講じるよう求めることができる。

- 3 甲は、乙が前項の規定による求めに対し、正当な理由がなくこれに応じない場合は、本契約を解除することができる。
- 4 甲が本条の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償するものとする。